

ライフデザインセミナー実施業務委託仕様書

1 委託業務名

ライフデザインセミナー実施業務委託

2 委託業務の目的

本市高校生を対象に、将来、結婚、家庭を持つことの意義や働き方など総合的に理解を深め、今後の人生設計（ライフデザイン）を考えるきっかけになるセミナーを開催する。

3 業務を委託する期間

契約の日から令和7年2月28日までの間とする。

4 委託業務の内容

以下の業務を行うこととし、市等と十分調整して実施すること。

(1) セミナーの企画、実施に係る業務

- ・次の①～⑤に基づき、2の委託業務の目的を実現するために効果的なライフプランを考えるセミナーを企画（コンセプト、内容、講師等選任・手配、進め方、資料作成等）すること。
- ・実施校と十分に打合せを行い、セミナー開催の意義やメリットを説明し理解を得ること。また、セミナーの内容、進行、会場の確保・設営について、実施校と連絡調整を行うこと。
- ・実施校との打合せにあたって、本市が報告・資料提出を求めた場合は、その指示に従うこと。
- ・セミナー開催の準備（パソコン・プロジェクター・スクリーン等の資機材を含む）、開催当日の会場設営及び撤去、進行等を行うこと。

①セミナーの概要

以下の表のとおりとし、開催場所は実施校とする。学校との協議により、内容を変更する場合は、市に報告すること。

実施校	学年	人数	回数	時間	実施時期	想定する講義内容等
鹿児島県立串木野高等学校	3年	19人	1回	50分	令和6年度3学期 (1月頃)	学校と協議して決定 (「LHR」の中で実施)
鹿児島県立市来農芸高等学校	3年	54人	1回	50分	令和6年度3学期 (2月頃)	学校と協議して決定 (「LHR」の中で実施)
学校法人神村学園高等部	3年	350人	2回	各90分	令和6年度3学期 (2月頃)	学校と協議して決定 (「LHR」の中で実施)

②セミナー内容

- ・将来、結婚して家庭を持つことの意義や、働き方などを含めた人生設計について、自分らしく生きるための知識を提供することとし、高校生が理解しやすく、将来を具体的にイメージできる内容とすること。
- ・参加者が実際にライフデザインについて考えるとともに、多様なライフデザインに触れることができるよう、ワークショップやグループワーク等を取り入れること。ただし、学校の要望により不要となる場合は、この限りではない。
- ・人生選択は個人の自由に任されるものであるため、一定の価値観を押し付けることなく、男女共同参画やLGBTQ+の視点も取り入れ、十分配慮すること。
- ・各校の特色や状況等にあわせた内容とすること。実施する内容については、市との協議の上、最終的に決定すること。

③講師の選定等

講師の選定及び手配は、受託者で行うこと。講師等に係る謝金、交通費等の費用については、受託者が支払うこと。講師謝金の上限は1日当たり100,000円（税抜き）とし、講師の選定にあたっては、市と協議の上、最終的に決定すること。

④アンケートの実施

セミナー後に、参加者に対して、満足度、意識の変容等に関するアンケートを実施し、セミナーの効果測定を行うこと。アンケートの具体的な内容については、市と協議すること。

⑤実務実施体制

業務実施責任者を配置し、適正に事業を実施する体制を構築すること。

(2) 実施報告書作成及びアンケート集計に係る業務

セミナー終了後、実施報告書を作成し、アンケート集計結果、効果測定の結果とあわせて速やかに市へ提出すること。

(3) 協議打合せ

業務着手時及び実施中における協議・打合せは綿密に行い、その協議事項について記録し、相互に確認すること。各業務を円滑に実施するため、常に綿密な連絡をとり、適宜、協議打合せを行うこと

5 受注者の義務

受注者は、本業務の履行に当たり、業務の目的・趣旨を十分に理解した上で、本仕様書及び関係法令、規程等を遵守し、最高の知識、知見を発揮して業務を遂行しなければならない。また、これらの業務を一括して第三者に委託又は請け負わせることはできない。ただし、部分的な業務の委託は市が承認したものであれば専門の業者等に再委託できるものとする。

なお、本仕様書は、本業務に必要な基礎的事項のみ示したものであり、これらに記載されていない事項であっても、必要と認められるものについては、受注者が責任をもって充足しなければならない。

6 検査

受注者は、委託業務終了後、直ちに業務完了届並びに成果品を提出すること。成果品の引渡にあっては期限を遵守し、かつ本市の検査を受けなければならない。

なお、検査において、訂正を指示された場合は、直ちに訂正しなければならない。また、成果品の引渡し後において、受注者の責任に帰すべき誤りが発見された場合は、受注者の責任において所要の訂正又は修正を行わなければならない。

7 成果品

- (1) 実施報告書 2部
- (2) 評価・分析報告書 2部
- (3) 参考資料（資料作成過程で収集・作成・整理した図表等） 一式

8 支払条件等

委託業務終了後、本事業に係る経費を支払うものとする。